

平成30年度 京都市立伏見工業高等学校夜間定時制 「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめ防止対策推進法（平成25年制定）施行後3年が経過する中で、文部科学省が設置する有識者会議「いじめ防止対策協議会」による、法の施行状況についての検証が行われ、平成29年3月に国の基本方針が改定された。

京都市においても、こうした国における動き及び京都市の状況を踏まえ、平成29年9月、京都市いじめの防止等取組指針を決定した。

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。

本基本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法の第13条に基づき、本校のいじめ防止等の基本的な方向、取組内容を示すものである。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（当該生徒が心身の苦痛を感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（当該生徒が心身の苦痛を感じていなくても、他の生徒であれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む）をいう。

(3) 基本理念

いじめの防止等の取組の推進に当たっては、次に掲げる3点を基本理念として、相互に連携した取組が継続的に行われることが重要である。

- ① 全ての生徒が「正義感や公正さを重んじる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切に作る心」等に加え社会の一員としての確かな規範意識を身につけるとともに、他者へのいじめを行わないことはもとより、生徒自身がいじめの防止等の取組の当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取組を行うことができるように育まれること。
- ② いじめの問題の解決に当たっては、いじめを受けた生徒の心に寄り添った対応を、いじめを行った生徒に対しては、単に表面的な言動のみをとらえるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者はもとより、いじめを行った生徒の言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 副校長 生徒指導主事 生徒部担当教員 人権教育主任
HR委員長（担任団の代表1名）
養護教諭 スクールカウンセラー 総合育成支援教育主任（必要時）

(2) 開催時期

月1回程度（緊急に対応を要する場合はこの限りではない。）

(3) いじめ対策委員会として取り組む内容

- ・学校いじめの防止等基本方針に基づく取組や行動計画の確認。
- ・未然防止対策，早期発見に向けての対策等の検討。
- ・各学年の生徒の情報交換と課題の共有。
- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
- ・発見されたいじめ事案への対応。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関，専門機関との連携対応。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 授業改善

- ・生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・ICT機器を活用し，視覚に訴える分かりやすい授業を行う。
- ・少人数講座で一人一人に目の行き届いた教育を行う。
- ・コミュニケーション能力を育成する授業を行う。

イ 道徳教育

- ・いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材として人権教育をHRで行い，人権尊重の態度を養う。
- ・平素より暴力は絶対に許さない態度で生徒に臨み，暴力に頼らない問題解決能力を生徒に身につけさせる。

ウ 体験活動

- ・学校行事（遠足・文化祭・体育祭等）を通して仲間づくりを行う。
- ・工業科目の実習を通して仲間と協力し合う精神を養う。

エ 生徒が自主的に行う活動

学級活動の活性化を図り，集団の一員としての自覚を深める。

オ 生徒へのはたらきかけ

- ・校門指導時に変わった様子があれば担任に報告し、担任はその日のうちに生徒と話す。
- ・入学前に保護者同伴で新入生全員に「新入生面談」を行い、人間関係を早期に築き、生徒が相談しやすい雰囲気を醸成する。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・6月と11月に「指導週間」を設け、気になる生徒・保護者とじっくり話し合う時間をつくる。

キ その他

スクールカウンセラーが週に1度来校し、悩みについてカウンセリングしていることを生徒に周知し、相談できる状況であることを理解させる。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 情報の集約と情報の共有

- ・教職員は生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・担任は生徒から何でも相談されるような信頼関係の構築を目指してHRを運営し、生徒や保護者から受けた相談は一人で抱え込まず、校内で共有する。
- ・気になる生徒がいれば毎週定例開催している会議で報告し、情報を共有する。
- ・6月と10月に学年別に教科担当者会議を開催し、教科担当者が全員集まり学級の授業中の様子について報告し合い、情報を共有する。

イ 生徒に対する定期的な調査

(ア) アンケートの実施

いじめ調査アンケートを定期的の実施する。気になる記述があれば「いじめ対策委員会」に報告する。

(イ) 教育相談の実施

居場所をつくれな生徒は休憩時間に職員室に来るが、普段から生徒の話を丁寧に聞き、何でも話せる信頼関係を築く。

(ウ) 保護者との情報の共有

家庭訪問や三者懇談等の場を活用し、保護者から家庭での生徒の様子を聴き取るとともに、学校での様子を伝え、保護者、家庭と学校が情報を共有し、協同して生徒の育成に対処する基盤を作る。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

・教職員がいじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせるとともに、いじめ対策委員会に速やかに報告する。

・いじめの発見や報告を受けたときは、速やかにいじめ対策委員会で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害生徒の支援や加害生徒への指導、周りの生徒の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚したときの対応

(ア) 丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりもいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについての事実確認を行う。具体的には、いじめがあった日時、場所、いじめの態様、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情なども聴き取る。また、事実確認は、該当する生徒はもとより周囲の生徒からも聴き取りを行うことや、さらに広範囲の生徒にアンケートを行うなどの方法が考えられる。

聴き取った内容は時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。また、こうした取組経過や把握した情報については、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会に報告し、組織的に対応する。

(イ) いじめを受けた生徒の保護・支援等

確認できた事実を基に管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒に対しては、「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、その保護を第一に考えるとともに、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安をできるだけ取り除くように取り組む。さらに、必要に応じ、スクールカウンセラーや「こどもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめを受けた生徒の心的外傷性ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

なお、いじめを訴えた生徒が、その以前にはいじめを行った側であることも見られることであり、一場面だけでなく、その経過、背景等も踏まえた対応が必要である。

(ウ) いじめを行った生徒、保護者への指導等

組織的に決定した対応方針の下、いじめを行った生徒及び保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する必要がある。

なお、いじめを行った生徒への指導の際、異質なものを排除して集団の結びつきを強めようとする「排除の論理」を持ち出し、いじめを受けた生徒の側にいじめの原因となる何らかの状況等があるように述べることもあるが、いかなる主観的な理由があろうとも、いじめを行ってよいことにはならないことを明確に押さえて指導する必要がある。

また、生徒が遊び感覚でいたり、何気ない冷やかしの悪ふざけであったりするなど「いじめている」という認識を持っていない場合もある。この場合、当該生徒の言動によって他者がどのような受け止めをするか、どのような思いをするかについて丁寧に説明するなどの対応が必要となってくる。特に、自身の言動が他者にどのように受け止められるかなどの認知に関する発達特性に留意が必要な生徒の場合は、その特性も踏まえた対処が求められる。このような情報も平素の会議や研修等において共有しておくことが重要である。

ただし、客観的な見え方と当事者の思いに差異がある場合、双方の価値観が異なることを前提として対応し、一方の思いの押し付けとならないことにも留意する必要がある。

(エ) 周囲の生徒への指導等

いじめに直接に関わっていないが、いじめがあることを認識しているにもかかわらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

(オ) インターネット等によるいじめへの対応

インターネット等によるいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼし、時として、刑法上の名誉毀損罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る行為を誘発している。

このため、生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが重要である。京都市の「情報モラル教室」、京都府警察の「非行防止教室」、携帯電話事業者の「ケータイ教室」を活用して、生徒の情報モラルを身につける指導の充実を図る。

また、京都市のネットパトロールで提供される情報を活用して、生徒への指導を強化する。

ウ いじめの解消

謝罪とその受入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して解消しているかどうかを判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

ただし、いじめの被害の重大性等から教育委員会やいじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、中止する期間を目安である3ヶ月を超え設定する。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(4) 教職員の資質向上の取組

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」・「いじめの防止等のための基本的な方針」・「京都市いじめの防止等取組指針」・「学校いじめの防止等基本方針」を踏まえ、全教職員に対し、いじめの未然防止・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

7月、1月に実施する。

内容は、「学校いじめの防止等基本方針」の徹底や、生徒アンケート結果の共有、事例を基にした実践研修等。

4 保護者・地域、関係機関との連携

ア 保護者・地域との連携の推進に向けて

普段から家庭と連絡を密にし、学校での生徒の様子を知らせる。

イ 関係機関との連携の推進に向けて

- ・事案によっては警察との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害生徒・被害生徒の精神的ケアを図る。
- ・学校外の機関の協力を積極的に得る。
- ・教育委員会にSCの複数派遣を要請し、全校生徒の精神的ケアをする。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の具体的態様

重大事態は法において、次のとおり定義されている。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 基本的な考え方

いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を特に重要にとらえ、重大事態の疑いが生じた時点で調査を開始、教育委員会に直ちに報告し、教育委員会と十分に連携を図り、対処方針を共有して迅速に対処する。また、調査に当たっては、いじめを受けた生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、いじめ対策委員会を調査主体として、生徒への聴取や質問票その他の適切な方法により、当該事態に係る事実関係を明確にする。

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。また、被害生徒・保護者が詳細な調査を望まない場合であっても、これまでの対応を振り返り、検証することは必要なことから、そのことを理由として調査を怠ってはならない。

(3) 重大事態が発生したときの対応

教育委員会は、必要があると認め調査を行う場合は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める第三者を委員とする「京都市いじめ問題調査委員会」を設置する。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることであり、その目的は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応ではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や再発防止、同種の事態の発生防止を図ることにある。

その際には、主観的な印象や判断等を持ち込まず、客観的な事実を積み上げていくように努めることが重要である。なお、調査により把握した情報の記録は整理の上、公文書として適切に管理する必要がある。

学校又は教育委員会は、調査を行うにあたっては、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。また、いじめを行った生徒及びその保護者に対しても、事実関係について説明し、いじめを行った生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながら、いじめの非について気づかせ、再発防止に向けた指導を行う。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校教育の重点」の共有 「学校いじめ防止基本方針」の共有 ◆校内研修会 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの 確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会等にて「いじめ対策委員会」紹介 ・新入生を迎える会 ・学年連絡会 ・学級目標決め ・生徒会新旧研修会 ・学年アッセンブリー	・全学年個人面談週間 ～担任団等確認及び共有～ ・入学者オリエンテーション	・入学前三者懇談会
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆校内研修会 「在籍生徒（いじめ等に関して、気になる生徒）の共有」	・生徒総会 ・進路アッセンブリー 【全学年】校外学習		
6	◇いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「無記名いじめアンケートについて」 「教育相談の結果の共有と対策」 ◇臨時いじめ対策委員会 情報の共有と組織的対応	・生徒総会 【1年】薬物乱用防止教室	・指導週間 ・第1回記名式いじめアンケートの実施、集約と共有①	・指導週間
7	◇いじめ対策委員会④ 「記名いじめアンケートの結果から見えてきたこと」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え	・無記名いじめアンケートの実施、集約と共有①	・三者懇談会
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめに特化した夏季校内研修」に向けて		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	
9	◇いじめ対策委員会⑥	・学園祭の取組		
10	◇いじめ対策委員会⑦ 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 情報の共有と組織的対応	・体育祭	・第2回記名式アンケートの実施年集約と共有②	・学校説明会

11	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて」	・ 1 年次生系登録	・ 指導週間	・ 指導週間 ・ 学校説明会
12	◇いじめ対策委員会⑨ 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・ 冬季休業を迎えるにあたっての心構え	・ 無記名いじめアンケートの実施, 集約と共有②	・ 学校説明会 (体験学習)
1	◇いじめ対策委員会⑩ 「9 月～12 月のいじめ事案の経過の共有」 「無記名いじめアンケートに向けて」 ◆年間総括① (分掌ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			
2	◇いじめ対策委員会⑪ 「無記名いじめアンケートの結果から」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間総括② (全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・ 無記名いじめアンケートの実施, 集約と共有	・ 学校評議員の会による学校関係者評価の実施
3	◇いじめ対策委員会⑫ 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「次年度のいじめ基本方針について」 「春季休業中の生活」に向けて	・ 卒業式 ・ 学級のまとめ ・ 春季休業を迎えるにあたっての心構え	・ 記名式アンケートの保管	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」 (PDCAサイクルの期間)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議 (定例 いじめ対策委員会)」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」「学校評議員会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ(その疑いがあるものを含む。以下同じ)の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。